

令和7年度 行政書士試験でも

TACの教材がズバリ的中しました！



【2025年目標TACアウトプット教材】

【令和7年度行政書士本試験問題】

.....【憲法】.....

ミニテスト憲法3回【問題3】肢5…○
取材の自由は、公正な刑事裁判の実現を保障するために、ある程度の制約を蒙ることとなってもやむを得ない。

【根拠判例：博多駅テレビフィルム提出命令事件：最大決昭44.11.26】

⇒

本試験問題憲法【問題4】肢1…○
公正な刑事裁判の実現を保障するために、報道機関の取材活動によって得られたものが証拠として必要と認められるような場合には、取材の自由がある程度の制約をこうむることとなってもやむを得ない。

スーパー答練1st 憲法第1回【問題18】肢5…○

公正な刑事裁判の実現といった観点から、裁判所がテレビフィルムの提出を命じた結果、取材の自由がある程度制約を受けることとなったとしてもやむを得ない。

【根拠判例：博多駅テレビフィルム提出命令事件：最大決昭44.11.26】

⇒

本試験問題憲法【問題4】肢1…○
公正な刑事裁判の実現を保障するために、報道機関の取材活動によって得られたものが証拠として必要と認められるような場合には、取材の自由がある程度の制約をこうむることとなってもやむを得ない。

ミニテスト憲法第3回【問題2】肢5…○

○
新聞記者が公務員に対し秘密を漏示するように唆したことから直ちにその行為の違法性が推定されるものではないが、取材対象者の人格を著しく蹂躪する取材行為は、正当な取材活動の範囲を逸脱するものといえる。

【根拠判例：石井記者事件：最大判昭27.8.6】

⇒

本試験問題憲法【問題4】肢2…○
報道機関の取材の手段・方法が一般の刑罰法令に触れなくても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等、法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認できない態様である場合には、正当な取材活動の範囲を逸脱する。

スーパー答練2nd 憲法【問題7】肢1…×

×

本試験問題憲法【問題4】肢5…×

報道関係者の取材源は、それがみだりに

取材源を秘匿するためであれば、刑事事件、民事事件のいずれであるかにかかわらず、新聞記者が裁判における証言を拒絶することができる。
⇒ 開示されると将来の自由で円滑な取材活動に一定の支障は生じうるが、公正な裁判の実現のためには取材源を明らかにする必要があり、民事訴訟法上の証言拒絶が認められうる職業の秘密には該当しない。
【根拠判例：最大判昭 27.8.6、最決平 18.10.3】

科目別答練憲法【問題 12】肢 4…○
内閣は、いずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があれば、臨時会の召集を決定しなければならない。
⇒ 本試験問題憲法【問題 5】空欄イ（臨時）…憲法 53 条は、前段において、内閣は、
【根拠条文：憲法 53 条】 会召集決定をすることができると規定し、後段において、いずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上による 会召集要求があれば、内閣は、 会召集決定をしなければならない旨を規定している。

スーパー答練 1st 憲法第 2 回【問題 18】肢 4…○
内閣は、一定の議員の要求があれば、臨時会の召集を決定しなければならないとした規定は、個々の国会議員に対し、召集後の臨時会において議員活動をすることができるようにするために臨時会召集要求に係る権利または利益を保障したものではない。
⇒ 本試験問題憲法【問題 5】空欄イ（臨時）、空欄エ（権利又は利益）
【根拠判例：最判令 5.9.12】 …各議院を組織する一定数以上の議員に対して 会召集要求をする権限を付与するとともに、この 会召集要求がされた場合には、内閣が 会召集決定をする義務を負うこととしたものと解されるのであって、個々の国会議員の 会召集要求に係る エ を保障したものとは解されない。

スーパー答練 1st 憲法第 3 回【問題 5】肢 1…×
内閣総理大臣は、衆議院議員の中から国会の議決で指名され、この指名は、他のすべての案件に先立って行われる。
⇒ 本試験問題憲法【問題 6】肢 2…×
【根拠条文：憲法 67 条 1 項前段】 内閣総理大臣は、衆議院議員の中から国会の議決により指名されるが、衆参両院で指名の議決が異なった場合には、衆議院の議決が優越する。

総合答練第 2 回【問題 6】肢 4…×
国務大臣は、各議院から答弁の説明または出席を求められたときは、議院に出席しなければならないから、国会の会期中は、内閣総理大臣の同意がなければ訴追されない。
⇒ 本試験問題憲法【問題 6】肢 4…×
【根拠条文：憲法 75 条本文】 国務大臣は、内閣総理大臣の同意がなければ、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された国務大臣は、内閣総理大臣の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

総合答練第2回【問題6】肢5…○
法律には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することが必要であるが、これは、法律に対する執行責任を明示するために求められるにすぎず、それ自体は法律の成立要件ではない。
【根拠条文：憲法74条】

⇒

本試験問題憲法【問題6】肢5…○
法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

スーパー答練1st 憲法第3回【問題5】
肢3…×
法律および政令には、すべての国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。
【根拠条文：憲法74条】

⇒

本試験問題憲法【問題6】肢5…○
法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

スーパー答練1st 憲法第3回【問題8】
肢1…○
最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。
【根拠条文：憲法77条3項】

⇒

本試験問題憲法【問題7】肢4…○
最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について規則を定める権限を有するが、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

公開模試第2回【問題41】空欄ア(13)、空欄イ(人格)、空欄ウ(重大)、空欄エ(個人)
憲法 条は、 的生存に関わる重要な権利として、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障しているところ、不妊手術は、生殖能力の喪失という な結果をもたらす身体への侵襲であるから、不妊手術を受けることを強制することは、上記自由に対する な制約に当たる。したがって、正当な理由に基づかずに不妊手術を受けることを強制することは、同条に反し許されないというべきである。
…憲法 条は の尊厳と の尊重を宣言しているところ、本件規定の立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないものであることが明らかであり、本件規定は、そのような立法目的の下で特定の に対して生殖能力の喪失という な犠牲を求める点において、 の尊厳と の尊重の精神に著しく反するものといわざるを得ない。
【根拠判例：旧優生保護法違憲事件：最大判令6.7.3】

↓

本試験問題憲法【問題41】空欄ア(生存)、空欄イ(身体への侵襲)、空欄ウ(個人の尊厳)、空欄エ(立法目的)

憲法 13 条は、人格的 **ア** に関わる重要な権利として、自己の意思に反して **イ** を受けない自由を保障しているところ（最高裁令和 2 年（ク）第 993 号同 5 年 10 月 25 日大法廷決定・民集 77 卷 7 号 1792 頁参照）、不妊手術は、生殖能力の喪失という重大な結果をもたらす **イ** であるから、不妊手術を受けることを強制することは、上記自由に対する重大な制約に当たる。したがって、正当な理由に基づかずに不妊手術を受けることを強制することは、同条に反し許されないというべきである。・・・（中略）・・・

憲法 13 条は **ウ** と人格の尊重を宣言しているところ、〔不妊手術を強制する当時の優生保護法の〕本件規定の **エ** は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないものであることが明らかであり、本件規定は、そのような **エ** の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、**ウ** と人格の尊重の精神に著しく反するものといわざるを得ない。

公開模試第 1 回憲法【問題 3】肢 1…○
 憲法 13 条は、人格的生存に関わる重要な権利として、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障しているが、不妊手術は、生殖能力の喪失という重大な結果をもたらす身体への侵襲であるから、不妊手術を受けることを強制することは、重大な人権の制約に当たり、正当な理由に基づかずに不妊手術を受けることを強制することは、許されない。

【根拠判例：旧優生保護法違憲事件：最大判令 6.7.3】

⇒

本試験問題憲法【問題 41】空欄ア（生存）、空欄イ（身体への侵襲）

憲法 13 条は、人格的 **ア** に関わる重要な権利として、自己の意思に反して **イ** を受けない自由を保障しているところ（最高裁令和 2 年（ク）第 993 号同 5 年 10 月 25 日大法廷決定・民集 77 卷 7 号 1792 頁参照）、不妊手術は、生殖能力の喪失という重大な結果をもたらす **イ** であるから、不妊手術を受けることを強制することは、上記自由に対する重大な制約に当たる。

公開模試第 1 回【問題 3】肢 2…○
 本件規定の立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないことが明らかであり、そのような立法目的の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反する。

【根拠判例：旧優生保護法違憲事件：最大判令 6.7.3】

⇒

本試験問題憲法【問題 41】、空欄ウ（個人の尊厳）、空欄エ（立法目的）

…〔不妊手術を強制する当時の優生保護法の〕本件規定の **エ** は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないものであることが明らかであり、本件規定は、そのような **エ** の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、**ウ** と人格の尊重の精神に著しく反するものといわざるを得ない。

スーパー答練 2nd 憲法【問題 2】肢 1…
○
不妊手術は、生殖能力の喪失という重大な結果をもたらす身体への侵襲であるから、不妊手術を受けることを強制することは、人格的生存に関わる重要な権利の一内容として保障される、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由に対する重大な制約に当たる。
【根拠判例：旧優生保護法違憲事件：最大判令 6.7.3】

⇒

本試験問題憲法【問題 41】空欄ア（生存）、空欄イ（身体への侵襲）
憲法 13 条は、人格的 ア に関わる重要な権利として、自己の意思に反して イ を受けない自由を保障しているところ（最高裁令和 2 年（ク）第 993 号同 5 年 10 月 25 日大法廷決定・民集 77 卷 7 号 1792 頁参照）、不妊手術は、生殖能力の喪失という重大な結果をもたらす イ であるから、不妊手術を受けることを強制することは、上記自由に対する重大な制約に当たる。

スーパー答練 2nd 憲法【問題 2】肢 2…
○
旧優生保護法の立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であるという評価を前提に、その者またはその者と一定の親族関係を有する者に不妊手術を受けさせることによって、同じ疾病や障害を有する子孫の出生を防止する必要があるとする点にあるが、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえない。
【根拠判例：旧優生保護法違憲事件：最大判令 6.7.3】

⇒

本試験問題憲法【問題 41】空欄エ（立法目的）
…〔不妊手術を強制する当時の優生保護法の〕本件規定の エ は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえない

……………【行政法】……………

総合答練第 1 回【問題 9】肢 5…×
優生保護法（現母体保護法）の規定に基づき人工妊娠中絶を行うことのできる医師として指定を受けた者が、実子あつせん行為により有罪判決を受けたとしても、当該指定は授益的行政行為であり、法令上明文の根拠がない限り、当該指定の撤回はできない。
【根拠判例：最判昭 63.6.17】

⇒

本試験問題行政法【問題 8】肢 1…×
瑕疵なく成立した授益的処分について、事後の事情の変化を理由に講学上の撤回をすることは、かかる撤回ができる旨を定める明文の規定が法律または条例にあるときに限られる。

ミニテスト行政法第3回【問題1】肢5
…○
行政行為の撤回は、法律の明文による根拠規定がなくても行うことができる。

⇒

本試験問題行政法【問題8】肢1…×
瑕疵なく成立した授益的処分について、事後の事情の変化を理由に講学上の撤回をすることは、かかる撤回ができる旨を定める明文の規定が法律または条例にあるときに限られる。

スーパー答練2nd 行政法第1回【問題6】肢ア…○
行政行為の瑕疵が重大かつ明白である場合には、当該行政行為は無効となり、この場合における瑕疵が明白であるとは、処分成立の当初から誤認であることが、外形上客観的に明白である場合を指す。

⇒

本試験問題行政法【問題8】肢2…○
重大かつ明白な瑕疵を有する処分は当然に無効とされるが、処分の瑕疵が明白であるかどうかは、処分の外形上、客観的に誤認が一見看取し得るものであるかどうかにより決まる。

【根拠判例：最大判昭31.7.18、最判昭36.3.7】

公開模試第1回【問題10】(A)…○
訴願裁決庁が一旦なした訴願裁決を自ら取り消すことは、原則として許されない

⇒

本試験問題行政法【問題8】肢3…×
一定の争訟手続に従って当事者を手続に関与せしめ、紛争の終局的解決を図ることを目的とする処分であっても、当該処分をした行政庁は、特別の規定がない限り、当該処分を取り消すことができる。

【根拠判例：最判昭43.11.7】

科目別答練行政法第1回【問題2】肢ウ…×
審査請求に対する裁決のように実質的に法律上の争訟の裁判の性質を有する行政行為は、当該裁決を行った行政庁であっても自らこれを取り消すことはできず、これを取り消したとしてもその取消行為は当然に無効となる。

⇒

本試験問題行政法【問題8】肢3…×
一定の争訟手続に従って当事者を手続に関与せしめ、紛争の終局的解決を図ることを目的とする処分であっても、当該処分をした行政庁は、特別の規定がない限り、当該処分を取り消すことができる。

【根拠判例：最判昭43.11.7】

スーパー答練3rd 第3回【問題4】肢22…×
審査請求に対する裁決は、行政行為であるから、裁決をした行政庁は、当該裁決に違法の瑕疵を発見したときには、職権で裁決を取り消すことができる。

⇒

本試験問題行政法【問題8】肢3…×
一定の争訟手続に従って当事者を手続に関与せしめ、紛争の終局的解決を図ることを目的とする処分であっても、当該処分をした行政庁は、特別の規定がない限り、当該処分を取り消すことができる。

【根拠判例：最判昭43.11.7】

スーパー答練 2nd 行政法第 1 回【問題 11】肢 2…○

一つの義務違反行為に対し、秩序罰たる過料と刑罰たる罰金を併科することも、両者の目的・要件・実現の手続が異なるから認められるとするのが最高裁の判例である。

【根拠判例：最判昭 39. 6. 5】

⇒

本試験問題行政法【問題 9】肢エ…×

刑事裁判において正当な理由がなく証言を拒んだ場合に、刑事訴訟法に基づき裁判官により秩序罰として科される過料と、同法に基づき通常の刑事手続により科される罰金は、法廷秩序の維持という点で目的が共通しているから、両者を併科することは許されない。

スーパー答練 1st 行政法第 1 回【問題 10】肢 2…○

附款は、法律が附款を付すことができる旨を明示している場合のみならず、行政行為の内容の決定について行政庁に裁量権が認められている場合にも付すことができる。

⇒

本試験問題行政法【問題 10】肢 1…○

行政庁は、行政行為に附款を付すことができる旨の法令の根拠が存在しない場合でも、裁量の範囲内で行政行為に附款を付すことができる。

総合答練第 4 回【問題 9】肢 4…×

道路の占用許可にあたり、占用料納付の附款が付された場合において、許可を受けた者が占用料を納付しない場合は、当然に道路占用許可の効力が消滅する。

⇒

本試験問題行政法【問題 10】肢 3…×

行政行為の附款は行政庁の意思表示の一部を形成するものであるから、道路占用許可に付された使用料の納付などの負担を課す附款に違反した場合、当該占用許可は許可の時点に遡って無効となる。

スーパー答練 1st 行政法第 2 回【問題 10】肢 3…×

聴聞手続や弁明手続においては、当事者は、行政庁に対し、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

【根拠条文：行政手続法 31 条、18 条 1 項前段】

⇒

本試験問題行政法【問題 11】肢 2…×

不利益処分の名宛人となるべき者として弁明の機会の付与の通知を受けた者は、行政庁に対し、弁明を記載した書面（弁明書）を提出する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

スーパー答練 1st 行政法第 2 回【問題 10】肢 5…×

聴聞手続や弁明手続においては、弁明または聴聞の審理の経過を記載した調書を作成しなければならない。

【根拠条文：行政手続法 31 条、24 条 1 項・3 項】

⇒

本試験問題行政法【問題 11】肢 4…×

弁明を記載した書面（弁明書）の提出を受けた行政庁は、当該弁明についての調査及び報告書を作成しなければならない。

総合答練第2回【問題13】肢3…○
行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨および内容ならびに責任者を明確に示さなければならない。
【根拠条文：行政手続法35条1項】

⇒

本試験問題行政法【問題12】肢イ…○
(勧告は処分(同法2条2号)ではなく行政指導であ…(同条6号)…ることを前提に) 勧告に携わる者は、その相手方に対し、勧告の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

ミニテスト行政法第6回【問題1】肢5…○
行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨および内容ならびに責任者を明確に示さなければならない。
【根拠条文：行政手続法35条1項】

⇒

本試験問題行政法【問題12】肢イ…○
(勧告は処分(同法2条2号)ではなく行政指導であ…(同条6号)…ることを前提に) 勧告に携わる者は、その相手方に対し、勧告の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

総合答練第3回【問題12】肢5…○
行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分を理由を示さなければならないが、法令に定められた許認可等の要件または公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載または添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときに示せば足りる。
【根拠条文：行政手続法8条1項本文】

⇒

本試験問題行政法【問題13】肢1…×
行政庁は、申請を拒否する処分については申請者に対し当該処分を理由を示さなければならないが、それは申請者からの求めがあった場合に限られ、当該申請者の求める形で行えば足りる。

スーパー答練1st 行政法第2回【問題5】肢5…×
申請により求められた許認可等を拒否する処分については、原則として、申請者からの求めがあったときに、当該拒否処分を理由を示さなければならない。
【根拠条文：行政手続法8条1項本文】

⇒

本試験問題行政法【問題13】肢1…×
行政庁は、申請を拒否する処分については申請者に対し当該処分を理由を示さなければならないが、それは申請者からの求めがあった場合に限られ、当該申請者の求める形で行えば足りる。

ミニテスト行政法第5回【問題2】肢3…○

本試験問題行政法【問題13】肢1…×
行政庁は、申請を拒否する処分について

行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、原則として、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。
【根拠条文：行政手続法 8 条 1 項本文】

⇒ は申請者に対し当該処分の理由を示さなければならないが、それは申請者からの求めがあった場合に限り、当該申請者の求める形で行えば足りる。

総合答練第 1 回【問題 12】肢 2…×
行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況および当該申請に対する処分の時期の見通しを示さなければならない。
【根拠条文：行政手続法 9 条 1 項】

⇒ 本試験問題行政法【問題 13】肢 2…○
行政庁は、申請者に対し、当該申請にかかる審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならないが、それは申請者の求めに応じて行えば足りる。

科目別答練行政法第 1 回【問題 10】肢ウ…○
行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況および当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。
【根拠条文：行政手続法 9 条 1 項】

⇒ 本試験問題行政法【問題 13】肢 2…○
行政庁は、申請者に対し、当該申請にかかる審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならないが、それは申請者の求めに応じて行えば足りる。

スーパー答練 1st 行政法第 2 回【問題 6】肢 1…○
行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況および当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。
【根拠条文：行政手続法 9 条 1 項】

⇒ 本試験問題行政法【問題 13】肢 2…○
行政庁は、申請者に対し、当該申請にかかる審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならないが、それは申請者の求めに応じて行えば足りる。

スーパー答練 3rd 第 3 回【問題 6】肢 3…×
行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況および当該申請に対する処分の時期の見通しを示さなければならない。
【根拠条文：行政手続法 9 条 1 項】

⇒ 本試験問題行政法【問題 13】肢 2…○
行政庁は、申請者に対し、当該申請にかかる審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならないが、それは申請者の求めに応じて行えば足りる。

スーパー答練 1st 行政法第 2 回【問題 5】肢 1…×
行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、行政上特別の支障があるときを除

⇒ 本試験問題行政法【問題 13】肢 3…×
行政庁は、申請に対する処分について処分基準を定めなければならないが、その処分基準を定めるにあたっては、処分の

き、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
【根拠条文：行政手続法5条1項、2項】

性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

総合答練第3回【問題12】肢4…×
行政庁は、申請がその事務所に到達したときは速やかに当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、遅滞なく、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、または当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。
【根拠条文：行政手続法7条】

⇒

本試験問題行政法【問題13】肢5…×
行政庁は、申請がその形式上の要件に適合しない場合には、速やかに、当該申請者に対し相当の期間を定めてその補正を求めなければならない、補正を求めることなく許認可等を拒否してはならない。

科目別答練行政法第1回【問題10】肢イ…×
行政庁は、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求めなければならない、補正を求めることなく当該申請により求められた許認可等を拒否することは許されない。
【根拠条文：行政手続法7条】

⇒

本試験問題行政法【問題13】肢5…×
行政庁は、申請がその形式上の要件に適合しない場合には、速やかに、当該申請者に対し相当の期間を定めてその補正を求めなければならない、補正を求めることなく許認可等を拒否してはならない。

スーパー答練1st行政法第2回【問題4】肢2…○
法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、行政庁は、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、または当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。
【根拠条文：行政手続法7条】

⇒

本試験問題行政法【問題13】肢5…×
行政庁は、申請がその形式上の要件に適合しない場合には、速やかに、当該申請者に対し相当の期間を定めてその補正を求めなければならない、補正を求めることなく許認可等を拒否してはならない。

公開模試第2回【問題14】肢2…×
社団または財団であっても、それが法人

本試験問題行政法【問題14】肢1…○
法人でない社団または財団で代表者また

でない場合には、代表者または管理人の定めがあっても、その名で審査請求をすることはできない。

【根拠条文：行政不服審査法 10 条】

⇒ は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。

スーパー答練 1st 行政法第 3 回【問題 5】
肢 4…×
法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものは、その社団または財団の名で審査請求をしなければならない。

【根拠条文：行政不服審査法 10 条】

⇒ 本試験問題行政法【問題 14】肢 1…○
法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。

公開模試第 2 回【問題 14】肢 1…○
審査請求は、代理人によってすることができ、審査請求人の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができるが、審査請求の取下げは、特別の委任を受けなければすることができない。

【根拠条文：行政不服審査法 12 条 1 項、2 項】

⇒ 本試験問題行政法【問題 14】肢 2…×
審査庁は、必要があると認めるときは審査請求人の代理人の選任を命じることができるが、選任された代理人は、審査請求人のために、取下げを含めた当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。

科目別答練行政法第 1 回【問題 14】肢 3…○
審査請求は、代理人によってすることができ、代理人は審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができるが、審査請求の取下げについては、特別の委任を受けなければすることはできない。

【根拠条文：行政不服審査法 12 条 1 項、2 項】

⇒ 本試験問題行政法【問題 14】肢 2…×
審査庁は、必要があると認めるときは審査請求人の代理人の選任を命じることができるが、選任された代理人は、審査請求人のために、取下げを含めた当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。

ミニテスト行政法第 6 回【問題 3】肢 1…○
審査請求は代理人によってすることもでき、代理人は審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為ができるが、審査請求の取下げは特別の委任を受けた場合でないとできない。

⇒ 本試験問題行政法【問題 14】肢 2…×
審査庁は、必要があると認めるときは審査請求人の代理人の選任を命じることができるが、選任された代理人は、審査請求人のために、取下げを含めた当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。

【根拠条文：行政不服審査法 12 条 1 項、
2 項】

総合答練第 2 回【問題 15】肢 2…×
審査庁となるべき行政庁は、審理員とな
るべき者の名簿を作成するよう努めら
るとともに、これを作成したときは、当該
審査庁となるべき行政庁および関係処
分庁の事務所における備付けその他の
適当な方法により公にするよう努めな
なければならない。

⇒

本試験問題行政法【問題 14】肢 3…×
審査庁となるべき行政庁は、審理員とな
るべき者の名簿を作成しなければならない
が、当該名簿を公にする必要はない。

【根拠条文：行政不服審査法 17 条】

科目別答練行政法第 1 回【問題 15】肢 3
…×
審査庁となるべき行政庁は、審理員とな
るべき者の名簿を作成しなければなら
ず、これを作成したときは、当該審査庁
となるべき行政庁および関係処分庁の
事務所における備付けその他の適当な
方法により公にしておかななければならない。

⇒

本試験問題行政法【問題 14】肢 3…×
審査庁となるべき行政庁は、審理員とな
るべき者の名簿を作成しなければならない
が、当該名簿を公にする必要はない。

【根拠条文：行政不服審査法 17 条】

スーパー答練 1st 行政法第 3 回【問題 4】
肢 2…×
審査庁となるべき行政庁は、審理員とな
るべき者の名簿を作成しなければならない。

⇒

本試験問題行政法【問題 14】肢 3…×
審査庁となるべき行政庁は、審理員とな
るべき者の名簿を作成しなければならない
が、当該名簿を公にする必要はない。

【根拠条文：行政不服審査法 17 条】

総合答練第 4 回【問題 14】肢 1…×
多数人が共同して審査請求をしようと
するときは、5 人を超えない総代を互選
することができる。

⇒

本試験問題行政法【問題 14】肢 4…×
処分についての審査請求は、複数人が共
同してすることはできず、各自がそれぞ
れ審査請求をする必要がある。

【参照条文：行政不服審査法 11 条 1 項】

ミニテスト行政法第 6 回【問題 3】肢 4
…×
多数人が共同して審査請求をしようと
するときは、3 人を超えない総代を互選

⇒

本試験問題行政法【問題 14】肢 4…×
処分についての審査請求は、複数人が共
同してすることはできず、各自がそれぞ
れ審査請求をする必要がある。

することができ、総代は審査請求の取下げをすることもできる。

【参照条文：行政不服審査法 11 条 1 項】

スーパー答練 1st 行政法第 3 回【問題 5】肢 5…○

⇒ 多数人が共同して審査請求をする場合には、3 人以内の総代を互選することができる。

【参照条文：行政不服審査法 11 条 1 項】

⇒ 本試験問題行政法【問題 14】肢 4…×
処分についての審査請求は、複数人が共同してすることはできず、各自がそれぞれ審査請求をする必要がある。

全国実力チェック模試【問題 16】肢ア…×

⇒ 不作為についての審査請求は、当該処分がなされることにつき法律上の利益を有する者もすることができる。

【根拠条文：行政不服審査法 3 条】

⇒ 本試験問題行政法【問題 14】肢 5…×
処分の申請に対する不作為について審査請求をすることができる者は、申請者に限られることはなく、当該処分がなされることにつき法律上の利益を有する者も含まれる。

総合答練第 2 回【問題 16】肢 2…×

⇒ 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、審査請求と並行して再調査の請求をすることができる。

【根拠条文：行政不服審査法 5 条 1 項本文】

⇒ 本試験問題行政法【問題 15】肢ア…×
学生 A： まず、行政処分について、(7) 処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合には、処分庁に対して再調査の請求を当然にすることができる。

ミニテスト行政法第 7 回【問題 3】肢 1…○

⇒ 再調査の請求ができる場合において再調査の請求をしたときは、原則として当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ審査請求をすることができない。

【根拠条文：行政不服審査法 5 条 2 項本文】

⇒ 本試験問題行政法【問題 15】肢ウ…○
学生 A： ちょっと待って…。どうやら、(7) 再調査の請求をすると、原則として、その決定を経た後でなければ審査請求はできないことになっている。

ミニテスト行政法第 7 回【問題 4】肢ウ…×

⇒ 本試験問題行政法【問題 16】肢 2…×
行政庁は、審査請求もしくは再調査の請

行政庁は、不服申立てをすることができる処分を書面でする場合は、処分の相手方に対し、不服申立てをすることができる旨を書面で教示しなければならないが、当該処分を口頭でする場合は、口頭で教示しなければならない。

【根拠条文：行政不服審査法 82 条 1 項】

⇒

求または他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分を書面でする場合、当該処分の相手方に対し、不服申立てができること、不服申立てをすべき行政庁、不服申立てができる期間について、教示をしなければならないが、口頭による教示も認められている。

スーパー答練 1st 行政法第 3 回【問題 16】
肢 1 …×

行政庁は、不服申立てをすることができる処分を書面でする場合には、処分の相手方に対し、一定の事項を書面で教示しなければならないが、当該処分を口頭でする場合には、口頭で教示しなければならない。

【根拠条文：行政不服審査法 82 条 1 項】

⇒

本試験問題行政法【問題 16】肢 2 …×

行政庁は、審査請求もしくは再調査の請求または他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分を書面でする場合、当該処分の相手方に対し、不服申立てができること、不服申立てをすべき行政庁、不服申立てができる期間について、教示をしなければならないが、口頭による教示も認められている。

総合答練第 1 回【問題 15】肢ア …×

審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を審査請求人に返戻し、かつ、その旨を教示をした処分庁に通知しなければならない。

【根拠条文：行政不服審査法 22 条 1 項】

⇒

本試験問題行政法【問題 16】肢 4 …×

処分庁により審査請求をすべき行政庁について誤った行政庁が教示された場合、誤って教示された行政庁に書面で審査請求がなされたときは、当該行政庁は、審査庁となるべき行政庁を改めて教示し、審査請求人に審査請求書を返送しなければならない。

ミニテスト行政法第 7 回【問題 4】肢エ …×

審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求すべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁が、誤った教示をした行政庁の上級行政庁であるときは、当該上級行政庁は自ら当該審査請求の審査庁となることができる。

【根拠条文：行政不服審査法 82 条 1 項、

⇒

本試験問題行政法【問題 16】肢 5 …○

処分庁が不服申立てをすべき行政庁につき教示を怠った場合、当該処分に不服がある者は、処分庁に審査請求書を提出することができ、処分庁以外の行政庁に審査請求ができる処分であるときは、処分庁は、審査請求書を当該行政庁に送付しなければならないが、送付された場合、初めから当該行政庁に審査請求がされたものとみなされる。

2項】

スーパー答練2nd 行政法第2回【問題8】肢2…×

貨物が輸入禁制品に該当する旨の税関長の通知は、輸入申告者の自主的な善処を期待してなされる観念の通知であるから、抗告訴訟の対象とならない。

【根拠判例：最判昭54.12.25】

⇒

本試験問題行政法【問題17】肢1…○
関税定率法(当時)の規定に基づく輸入禁制品に該当する貨物と認めるのに相当の理由がある旨の税関長による通知は、いわゆる観念の通知と見るべきものであるが、当該通知があった場合には、輸入申告者は貨物を適法に輸入する道を閉ざされるのであって、これは当該通知によって生ずるに至った法律上の効果と見るのが相当であり、当該通知は行政処分に当たる。

スーパー答練2nd 行政法第2回【問題8】肢4…×

警察本部長による反則金の納付の通告は、これに反して反則金を納付しないと刑事訴追がなされ法律上の地位に影響を及ぼすから、抗告訴訟の対象となる。

【根拠判例：最判昭57.7.15】

⇒

本試験問題行政法【問題17】肢2…×

交通反則金の納付の通告は、通告を受けた者において通告に係る反則金を納付すべき法律上の義務を生じさせるものであるから、行政処分に当たる。

総合答練第1回【問題18】肢2…○

水道料金の変更を内容とする簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定行為は、行政庁が法の執行として行う処分と実質的に同視することはできず、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない。

【根拠判例：最判平18.7.14】

⇒

本試験問題行政法【問題17】肢3…×

地方公共団体の水道事業において、水道料金を条例の適用範囲全域につき一律に値上げすることを内容とする水道給水条例が制定された場合、水道の利用者はかかる条例の施行によって値上げされた水道料金の支払義務を負うこととなるため、当該条例の制定行為は行政処分に当たる。

スーパー答練1st 行政法第4回【問題2】肢5…×

普通地方公共団体が営む水道事業に係る条例所定の水道料金を改定する条例の制定行為は、簡易水道事業の水道を利用する特定の者に対してのみ適用されるものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当する。

【根拠判例：最判平18.7.14】

⇒

本試験問題行政法【問題17】肢3…×

地方公共団体の水道事業において、水道料金を条例の適用範囲全域につき一律に値上げすることを内容とする水道給水条例が制定された場合、水道の利用者はかかる条例の施行によって値上げされた水道料金の支払義務を負うこととなるため、当該条例の制定行為は行政処分に当たる。

スーパー答練 3rd 第 1 回【問題 9】肢 1
…○

普通地方公共団体が営む水道事業に係る水道料金を改定する条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当しない。

【根拠判例：最判平 18. 7. 14】

⇒

本試験問題行政法【問題 17】肢 3…×
地方公共団体の水道事業において、水道料金を条例の適用範囲全域につき一律に値上げすることを内容とする水道給水条例が制定された場合、水道の利用者はかかる条例の施行によって値上げされた水道料金の支払義務を負うこととなるため、当該条例の制定行為は行政処分に当たる。

全国実力チェック模試【問題 18】肢オ…
○

登録免許税法に基づく還付通知をすべき旨の請求に対してされた拒否通知は、簡易迅速に還付を受けることができる手続を利用することができる地位を否定する法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

【根拠判例：最判平 17. 4. 14】

⇒

本試験問題行政法【問題 17】肢 4…×
登録免許税を過大に納付して登記を受けた者が、登記機関に対して税務署長への還付通知を行うように登録免許税法に基づいて請求した場合、当該通知を拒否する旨の登記機関による通知は、登記等を受けた者の手続上の地位を否定する法的効果を有さないため、行政処分に当たらない。

スーパー答練 1st 行政法第 4 回【問題 2】
肢 4…×

過大に登録免許税を納付した者による還付通知請求に対して、登記官が当該還付通知請求を拒否する通知は、これにより登記等を受けた者に対して簡易迅速に還付を受けることができる手続上の地位を否定するものではないから、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当しない。

【根拠判例：最判平 17. 4. 14】

⇒

本試験問題行政法【問題 17】肢 4…×
登録免許税を過大に納付して登記を受けた者が、登記機関に対して税務署長への還付通知を行うように登録免許税法に基づいて請求した場合、当該通知を拒否する旨の登記機関による通知は、登記等を受けた者の手続上の地位を否定する法的効果を有さないため、行政処分に当たらない。

スーパー答練 3rd 第 1 回【問題 9】肢 5
…○

新築の建物について過大に登録免許税を納付した者が、登記官に対して、税務署長に対する還付通知を請求した場合において、当該登記官が請求者に対して行う、当該還付通知請求を拒否する通知

⇒

本試験問題行政法【問題 17】肢 4…×
登録免許税を過大に納付して登記を受けた者が、登記機関に対して税務署長への還付通知を行うように登録免許税法に基づいて請求した場合、当該通知を拒否する旨の登記機関による通知は、登記等を受けた者の手続上の地位を否定する法的

は、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当する。

【根拠判例：最判平 17. 4. 14】

効果を有さないため、行政処分に当たらない。

スーパー答練 3rd 第 3 回【問題 9】肢 3 …○

過大に登録免許税を納付した者による還付通知請求に対して、登記官が当該還付通知請求を拒否する通知は、これにより、登記等を受けた者は、簡易迅速に還付を受けることができる手続を利用することができなくなる法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

【根拠判例：最判平 17. 4. 14】

⇒

本試験問題行政法【問題 17】肢 4…×
登録免許税を過大に納付して登記を受けた者が、登記機関に対して税務署長への還付通知を行うように登録免許税法に基づいて請求した場合、当該通知を拒否する旨の登記機関による通知は、登記等を受けた者の手続上の地位を否定する法的効果を有さないため、行政処分に当たらない。

総合答練第 1 回【問題 18】肢 5…×
都市計画区域内において工業地域を指定する決定が告示されたときは、当該区域内の個人に対し建築制限などの効果が生じ、具体的な権利侵害を伴うので、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

【根拠判例：最判昭 57. 4. 22】

⇒

本試験問題行政法【問題 17】肢 5…×
都市計画法に基づく都市計画決定としてなされる工業地域指定は、これによって当該地域内において、建築物の建築を制限する法的効果が土地所有者等に対して生じることとなるため、具体的な権利侵害を伴うものであるから、行政処分に当たる。

科目別答練行政法第 1 回【問題 6】肢 1 …×

最高裁判所の判例では、都市計画区域内で工業地域を指定する決定は、その決定が告示されて効力を生ずると、当該地域内の土地所有者等に新たな義務を課し、その限度で一定の法状態の変動を生ぜしめるものであるから、一般的抽象的なものとはいえず、抗告訴訟の対象となる処分にあたるとした。

【根拠判例：最判昭 57. 4. 22】

⇒

本試験問題行政法【問題 17】肢 5…×
都市計画法に基づく都市計画決定としてなされる工業地域指定は、これによって当該地域内において、建築物の建築を制限する法的効果が土地所有者等に対して生じることとなるため、具体的な権利侵害を伴うものであるから、行政処分に当たる。

スーパー答練 1st 行政法第 1 回【問題 5】肢 2…○

都市計画法における用途地域の指定は、当該地域内の不特定多数の者に対する

⇒

本試験問題行政法【問題 17】肢 5…×
都市計画法に基づく都市計画決定としてなされる工業地域指定は、これによって当該地域内において、建築物の建築を制

一般的抽象的な効果をもたらすにすぎず、これに対する抗告訴訟を肯定することはできない。

【根拠判例：最判昭 57. 4. 22】

限する法的効果が土地所有者等に対して生じることとなるため、具体的な権利侵害を伴うものであるから、行政処分当たる。

総合答練第4回【問題 18】肢エ…×
差止めの訴えは、行政庁に対し一定の処分または裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟であり、一定の処分または裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合には、その損害を避けるため他に適当な方法があるときでも提起することができる。

【根拠条文：行政事件訴訟法 37 条の 4 第 1 項】

⇒

本試験問題行政法【問題 19】肢ア…×
処分差止めの訴えは、一定の処分がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があるときに限り提起することができる。

総合答練第1回【問題 43】空欄ア（訴訟要件）、空欄ウ（重大な損害）

・・・差止めの訴えの **ア** については、当該処分がされることにより「**ウ**を生ずるおそれ」があることが必要であり（行訴法 37 条の 4 第 1 項）、・・・

【根拠条文：行政事件訴訟法 37 条の 4 第 1 項、根拠判例：最判平 28. 12. 8】

⇒

本試験問題行政法【問題 19】肢ア…×
処分差止めの訴えは、一定の処分がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があるときに限り提起することができる。

総合答練第1回【問題 43】空欄ウ（重大な損害）、空欄エ（執行停止）

差止めの訴えの訴訟要件としての上記「**ウ：12－重大な損害**」を生ずるおそれがあると認められるためには、処分がされることにより生ずるおそれのある損害が、処分がされた後に取消訴訟等を提起して **エ：19－執行停止** の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができるものではなく、処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることを要すると解するのが相当である。

【根拠判例：最判平 28. 12. 8】

⇒

本試験問題行政法【問題 19】肢イ…○
処分差止めの訴えは、対象となる処分がされることにより生ずるおそれのある損害が、処分がされた後に取消訴訟等を提起して執行停止の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができないときに提起することができるとするのが判例である。

科目別答練行政法第2回【問題10】肢4
…×

公務員がもっぱら自己の利益をはかる意図をもって、客観的に職務執行の外形をそなえる行為によって、他人に損害を加えた場合、当該公務員が主観的に権限行使の意図をもってしたのではないため、国または公共団体は国家賠償責任を負わない。

【根拠判例：最判昭31.11.30】

⇒

本試験問題行政法【問題20】肢ウ…×

国家賠償法1条による賠償責任を認めるには、加害公務員が「職務を行うについて」他人に損害を与えていることが必要であり、公務員が職務執行の意思をもたずに私的な目的のためになした違法行為については、その外形のいかんにかかわらず、行政主体の賠償責任は成立しないとするのが判例である。

スーパー答練2nd 行政法第3回【問題1】肢2…×

ある事項に関する法律解釈につき異なる見解が対立し、実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても相当の根拠が認められる場合に、公務員がその一方の見解を正当と解しこれに立脚して公務を遂行したときは、後にその執行が違法と判断された以上は、直ちに当該公務員に過失があったといえる。

【根拠判例：最判平16.1.15】

⇒

本試験問題行政法【問題20】肢エ…○

国家賠償法1条による賠償責任を認めるには、加害公務員が職務上尽くすべき注意義務に違反していることが必要であるが、公務員が法律解釈を誤って違法行為を行ったとしても、それにつき異なる見解が対立し、そのいずれについても相当の根拠が認められる場合には、行政主体の賠償責任は成立しないとするのが判例である。

全国公開模試第1回【問題21】肢4…×

失火ノ責任ニ関スル法律（失火責任法）は、民法の特別法であるが、失火者個人を保護する目的で制定されているところ、公務員個人の責任が限定されている国家賠償法においてはその趣旨が該当しないことから、消防署職員の消火活動が不十分であったため残り火が再燃して火災となった場合には、失火責任法は適用されない。

【根拠判例：最判昭53.7.17】

⇒

本試験問題行政法【問題21】肢1…×

国又は公共団体の損害賠償の責任については、民法の規定が補充的に適用されるとされており、失火責任法もここにいう民法に含まれるが、消防署職員の消火活動が不十分なため残り火が再燃して火災が発生した事案は、失火責任法にいう「失火」に該当せず、失火責任法の適用はない。

スーパー答練3rd 第1回【問題11】空欄ア（公権力の行使）、空欄イ（職務を行う）、空欄ウ（違法）、空欄エ（連帯）、空欄オ（求償）

国又は公共団体の に当たる複数の公務員が、その について、共同

⇒

本試験問題行政法【問題21】肢2…×

国又は公共団体の公権力の行使に当たる複数の公務員が、その職務を行うについて、共同して故意によって違法に他人に加えた損害につき、国又は公共団体がこれを賠償した場合において、当該加害公

して故意によって **ウ** に他人に加えた損害につき、国又は公共団体がこれを賠償した場合においては、当該公務員らは、国又は公共団体に対し、 **エ** して国家賠償法1条2項による **オ** 債務を負うものと解すべきである。

【根拠判例：最判令2.7.14】

公務員は、国又は公共団体に対し、各自が負う責任の度合いや資力の有無に応じて分割された求償債務を負う。

総合答練第2回【問題20】肢4…○
公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生じさせた場合、具体的にどの公務員のどのような行為によるかを特定することができなくても、一連の行為を組成する各行為のいずれもが国または同一の公共団体の公務員の職務上の行為にあたる場合において、そのいずれかに行為者の故意または過失による違法行為が存在しなければ被害が生じることはなかったと認められ、かつ、これによる被害につき行為者の属する国または公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときは、国または公共団体は、国家賠償法上の損害賠償責任を負う。

【根拠判例：最判昭57.4.1】

⇒

本試験問題行政法【問題21】肢5…×
国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人（被害者）に被害を生ぜしめた事案においては、それらの一連の行為を組成する各行為のいずれもが国又は同一の公共団体の公務員の職務上の行為にあたる場合であったとしても、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任が成立するためには、被害者において、当該事案における加害行為とそれを行った者を特定しなければならない。

科目別答練行政法第2回【問題10】肢3…×
国家賠償法に基づき、損害賠償請求をするためには、あらかじめ、加害行為をした公務員および当該加害行為を具体的に特定しておかなければならない。

【根拠判例：最判昭57.4.1】

⇒

本試験問題行政法【問題21】肢5…×
国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人（被害者）に被害を生ぜしめた事案においては、それらの一連の行為を組成する各行為のいずれもが国又は同一の公共団体の公務員の職務上の行為にあたる場合であったとしても、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任が成立するためには、被害者において、当該事案における加害行為とそれを行った者を特定しなければならない。

ミニテスト憲法第4回【問題2】肢5…○

本試験問題行政法【問題22】肢1…○
ため池の破損等の原因となる堤とうの使

ため池の破損、決かいの原因となるようなため池の堤とうの使用行為に対して、条例をもって禁止、処罰することは憲法に反しない。

【根拠判例：最大判昭 38. 6. 26】

⇒ 用行為は憲法、民法の保障する財産権の行使の埒外にあることから、これを条例をもって禁止し、処罰の対象にしても憲法および法律に抵触するものとはいえない。

スーパー答練 1st 憲法第 2 回【問題 4】
肢 4 …×

ため池の破損、決かいの原因となるようなため池の堤とうの使用行為に対して、条例をもって禁止、処罰することは憲法に反することになる。

【根拠判例：最大判昭 38. 6. 26】

⇒ 本試験問題行政法【問題 22】肢 1 …○
ため池の破損等の原因となる堤とうの使用行為は憲法、民法の保障する財産権の行使の埒外にあることから、これを条例をもって禁止し、処罰の対象にしても憲法および法律に抵触するものとはいえない。

スーパー答練 1st 行政法第 5 回【問題 8】
肢 3 …×

条例は、地方公共団体の議会が制定する民主的立法であるから、条例で刑罰を定める場合には、法律による授権が白紙委任的なものでも足りる。

【根拠判例：最大判昭 37. 5. 30】

⇒ 本試験問題行政法【問題 22】肢 2 …○
地方自治法の定める相当に具体的な内容の事項につき、同法に基づき限定された刑罰の範囲内において、条例をもって罰則を定めることは憲法 31 条に反するとはいえない。

総合答練第 4 回【問題 23】肢ウ…○
普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、専決処分に行うことができる。

【根拠条文：地方自治法 180 条 1 項】

⇒ 本試験問題行政法【問題 23】肢 1 …×
議会の議決に属する事項については、軽易な事項であるか否かにかかわらず、議会が議決により知事の専決処分に委ねることはできない。

科目別答練行政法第 2 回【問題 16】肢 5 …×

普通地方公共団体の議会の権限に関する軽微な事項で、その議決により特に指定したものについて、普通地方公共団体の長が専決処分をしたときは、長は、議会に報告したうえでその承認を求めなければならない。

【根拠条文：地方自治法 180 条 1 項】

⇒ 本試験問題行政法【問題 23】肢 1 …×
議会の議決に属する事項については、軽易な事項であるか否かにかかわらず、議会が議決により知事の専決処分に委ねることはできない。

ミニテスト行政法第 14 回【問題 3】肢 2 …○

⇒ 本試験問題行政法【問題 23】肢 2 …○
知事は、議会における議決について異議

普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付すことができる。

【根拠条文：地方自治法 176 条 1 項】

⇒ があるときは、その議決が法令に違反しないものである場合であっても、当該議決を再議に付すことができる。

総合答練第 1 回【問題 23】肢 3…○
長が不信任の議決に対して議会を解散し、議員の選挙が行われた場合、解散後初めて招集された議会で、議員数の 3 分の 2 以上の者が出席し、その過半数の者の同意で再び不信任の議決が行われたときは、長はその職を失う。

【根拠条文：地方自治法 178 条 1 項】

⇒ 本試験問題行政法【問題 23】肢 5…×
議会により不信任が議決された場合には、知事は議会を解散することができるが、解散後初めて議会が招集された時に自動的に失職する。

総合答練第 2 回【問題 17】肢ウ…○
建築確認の取消しを求める訴えにつき、建築確認は、それを受けなければ建築工事をすることができないという法的効果を付与されているにすぎないものというべきであるから、当該工事が完了した場合においては、建築確認の取消しを求める訴えの利益は失われる。

【根拠判例：最判昭 59. 10. 26】

⇒ 本試験問題行政法【問題 25】肢 3…○
建築確認は、建築工事の開始前に、当該建築物の計画が建築関係規定に適合することを公権的に判断する行為にすぎないため、建築確認に対する取消訴訟の係属中に、当該建築確認に係る建築工事が完了した場合、当該取消訴訟の訴えの利益は消滅する。

スーパー答練 1st 行政法第 4 回【問題 6】
肢 5…×
建築基準法に基づく建築確認の取消訴訟の係属中に、当該建築物の工事が完了した場合でも、訴えの利益は消滅しない。

【根拠判例：最判昭 59. 10. 26】

⇒ 本試験問題行政法【問題 25】肢 3…○
建築確認は、建築工事の開始前に、当該建築物の計画が建築関係規定に適合することを公権的に判断する行為にすぎないため、建築確認に対する取消訴訟の係属中に、当該建築確認に係る建築工事が完了した場合、当該取消訴訟の訴えの利益は消滅する。

総合答練第 2 回【問題 20】肢 1…○
建築基準法の定めによれば、建築確認に関する事務を地方公共団体の事務とする前提に立った上で、指定確認検査機関に、建築主事による建築確認と同様の確認に関する事務を行わせることにしたということが出来るから、指定確認検査

⇒ 本試験問題行政法【問題 25】肢 4…×
民間の指定確認検査機関が行った建築確認につき、その取消訴訟を提起した原告が、この訴えを、損害賠償を求める訴えに変更することの許可を申し立てる場合、変更後の訴えの被告は、当該指定確認検査機関である民間法人となる。

機関は、国家賠償法1条1項の「公務員」に当たる。
【根拠判例：最決平17.6.24】

全国実力チェック模試【問題25】肢イ…×
情報公開法は、国民主権の理念にのっとり制定されたものであるから、情報公開法によって、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができるのは、日本国民に限られるが、日本国内に居住する者に限られるものではない。
【根拠条文：情報公開法3条】

⇒

本試験問題行政法【問題26】肢3…×
法は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めることにより、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的としていることから、外国に在住する外国人は、行政文書の開示を請求する権利を有しない。

科目別答練憲法【問題18】肢エ…○
条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を比較するのみでなく、それぞれの趣旨・目的・内容および効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない。
【根拠判例：最大判昭50.9.10】

⇒

本試験問題行政法【問題42】空欄ア(対象事項)、空欄イ(目的)、空欄ウ(矛盾抵触)
条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、, 内容及び効果を比較し、両者の間に があるかどうかによってこれを決しなければならない。…

科目別答練行政法第2回【問題15】肢オ…○
普通地方公共団体の制定した条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない。
【根拠判例：最大判昭50.9.10】

⇒

本試験問題行政法【問題42】空欄ア(対象事項)、空欄イ(目的)、空欄ウ(矛盾抵触)
条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、, 内容及び効果を比較し、両者の間に があるかどうかによってこれを決しなければならない。…

.....【民法】.....

スーパー答練1st民法第1回【問題4】肢5…○

本試験問題民法【問題27】肢1…○
補助人の同意を得なければならない行為

補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

【根拠条文：民法 17 条 3 項】

⇒
について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

ミニテスト民法第 1 回【問題 3】肢 5…
○
被保佐人が相続の承認・放棄のほか、遺産分割をする場合にも保佐人の同意が必要である。

【根拠条文：民法 13 条 1 項 6 号】

⇒
本試験問題民法【問題 27】肢 3…×
被保佐人が遺産の分割をする場合には、その保佐人の同意を得る必要はないが、被保佐人が相続の承認又は放棄をする場合には、その保佐人の同意を得なければならない。

スーパー答練 2nd 民法第 1 回【問題 1】
肢 4…○
被保佐人が相続の承認・放棄をする場合だけでなく、遺産分割をする場合にも、保佐人の同意が必要である。

【根拠条文：民法 13 条 1 項 6 号】

⇒
本試験問題民法【問題 27】肢 3…×
被保佐人が遺産の分割をする場合には、その保佐人の同意を得る必要はないが、被保佐人が相続の承認又は放棄をする場合には、その保佐人の同意を得なければならない。

総合答練第 2 回【問題 27】肢 1…×
制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができないので、制限行為能力者であることを黙秘した者は、その行為を取り消すことはできない。

【根拠条文：民法 21 条】

⇒
本試験問題民法【問題 27】肢 4…○
制限行為能力者が、行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

ミニテスト民法第 1 回【問題 5】肢 1…
○
(未成年者 A は、行為能力の制限を受ける法律行為であるにもかかわらず、親権者 B の同意を得ずに、C との間で法律行為を行った。その際、A は、証明書等の偽造により成年者と偽って法律行為を行っていた。) A が行為能力者であることを C に信じさせるため詐術を用いているので、取り消すことはできない。

⇒
本試験問題民法【問題 27】肢 4…○
制限行為能力者が、行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

【根拠条文：民法 21 条】

科目別答練民法第 1 回【問題 2】肢 5…

○
未成年者の相手方が、未成年者が行為能力者とならない間に、その法定代理人に対し、その権限内の行為について 1 か月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をした場合において、法定代理人がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなされる。

【根拠条文：民法 20 条 1 項・2 項】

⇒

本試験問題民法【問題 27】肢 5…○

制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について、1 箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をした場合、これらの者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

全国公開模試第 1 回【問題 28】肢 4…×

未成年者 A の法定代理人 B は、復代理人 C を選任することができるが、C の行為については常に全責任を負わなければならない。

【根拠条文：民法 105 条】

⇒

本試験問題民法【問題 28】肢イ…○

法定代理人は、任意代理人と異なり、いつでも復代理人を選任することができるが、やむを得ない事由があるときは、本人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。

科目別答練民法第 1 回【問題 6】肢 1…

○
未成年者 A の法定代理人 B が、A の代理人として、A 所有の土地を売却する旨の売買契約を C と締結した場合、B が被保佐人であり、本件売買契約につき保佐人 D の同意を得ていないときは、A は、B が D の同意を得ていないことを理由に本件売買契約を取り消すことができる。

【根拠条文：民法 102 条】

⇒

本試験問題民法【問題 28】肢オ…×

代理人が制限行為能力者であったとしても、当該代理人の代理行為を制限行為能力を理由として取り消すことはできず、これは当該代理人が他の制限行為能力者の法定代理人である場合でも同様である。

スーパー答練 1st 民法第 2 回【問題 5】

肢 1…×

A の死亡後、A を相続した B は、A が C から借りていた物を即時取得することができる。

【根拠条文：民法 192 条】

⇒

本試験問題民法【問題 29】肢ア…×

A は、相続により、被相続人 B が現に占有していた動産甲を、それが設置された不動産と共に承継したが、甲は C の所有物であった。この場合、甲が B の所有物でないことにつき A が善意・無過失であれば、A は甲を即時取得する。

科目別答練民法第1回【問題13】肢4…×

×

Aは、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるため、後見開始の審判を受け、成年後見人Bが付された。その後、Aが自己所有の甲動産をAが成年被後見人であることにつき善意かつ無過失のCに売却する旨の契約をCと締結し引き渡した場合であっても、Cは、甲動産の所有権を即時取得することができない。

【根拠条文：民法192条】

⇒

本試験問題民法【問題29】肢イ…×

Aは、売買により動産乙を、現にそれを占有する未成年者Bから購入して現実の引渡しを受けたが、その後、Bの法定代理人Cが、AB間の売買契約を未成年を理由に取り消した。この場合、Bが未成年者であったことにつきAが善意・無過失であれば、Aは乙を即時取得する。

スーパー答練1st民法第2回【問題6】

肢4…×

AがB所有の自動車を預かっているCから当該自動車を購入した場合、当該自動車が既登録のものであるか未登録のものであるかを問わず、Aに即時取得は成立し得ない。

【根拠判例：最判昭62.4.24】

⇒

本試験問題民法【問題29】肢ウ…×

Aは、売買により動産丙を、現にそれを占有するBから購入して現実の引渡しを受けた。丙が自動車である場合、丙が登録済みであるか否かにかかわらず、Aは丙を即時取得しない。

総合答練第3回【問題32】肢4…×

(AがBに対して有する貸金債権100万円をCに譲渡した) AがBに対して有する債権をCだけでなくDにも譲渡し、CおよびDに対する債権譲渡の通知を確定日付のある証書により行った場合、その通知がBに同時に到達したときは、確定日付の早いほうが優先する。

【根拠判例：最判昭55.1.11】

⇒

本試験問題民法【問題31】肢2…×

(Aを売主、Zを買主とする売買契約に基づいて発生したAのZに対する売買代金債権(以下「本件債権」という。)を、AがBに譲渡し、その旨の債権譲渡通知(以下「本件債権譲渡通知」という。)が内容証明郵便によって行われ、Zに到達した。) Aは、本件債権をBに譲渡した直後にCに対しても譲渡し、その旨の債権譲渡通知が内容証明郵便によって行われ、これが本件債権譲渡通知と同時にZに到達した。Zが、Bから本件債権の弁済を求められた場合、同順位の対抗要件を具備したCの存在を理由として、これを拒むことができる。

科目別答練民法第2回【問題4】肢1…○

○

(AがBに対して有する100万円の債権

⇒

本試験問題民法【問題31】肢2…×

(Aを売主、Zを買主とする売買契約に基づいて発生したAのZに対する売買代

(以下、「本件債権」という。)をCに譲渡した場合) Aが本件債権をDにも譲渡し、CおよびDに対する債権譲渡に係る確定日付のある証書による通知がBの下に同時に到達した場合、CおよびDは、それぞれBに対して譲受債権全額の弁済を請求することができる。

【根拠判例：最判昭 55. 1. 11】

金債権(以下「本件債権」という。)を、AがBに譲渡し、その旨の債権譲渡通知(以下「本件債権譲渡通知」という。)が内容証明郵便によって行われ、Zに到達した。) Aは、本件債権をBに譲渡した直後にCに対しても譲渡し、その旨の債権譲渡通知が内容証明郵便によって行われ、これが本件債権譲渡通知と同時にZに到達した。Zが、Bから本件債権の弁済を求められた場合、同順位の対抗要件を具備したCの存在を理由として、これを拒むことができる。

ミニテスト民法第10回【問題1】肢2…×

(Aは、Bに対する債権をCに譲渡した。) Aは、当該債権をDにも譲渡した。それぞれの譲渡に係る確定日付ある証書による通知がBの下に同時に到達した場合、CとDは、それぞれBに対して譲受債権全額のうち按分した額の弁済を請求することができるにすぎない。

【根拠判例：最判昭 55. 1. 11】

⇒

本試験問題民法【問題31】肢2…×

(Aを売主、Zを買主とする売買契約に基づいて発生したAのZに対する売買代金債権(以下「本件債権」という。)を、AがBに譲渡し、その旨の債権譲渡通知(以下「本件債権譲渡通知」という。)が内容証明郵便によって行われ、Zに到達した。) Aは、本件債権をBに譲渡した直後にCに対しても譲渡し、その旨の債権譲渡通知が内容証明郵便によって行われ、これが本件債権譲渡通知と同時にZに到達した。Zが、Bから本件債権の弁済を求められた場合、同順位の対抗要件を具備したCの存在を理由として、これを拒むことができる。

スーパー答練2nd民法第2回【問題16】肢4…×

指名債権が二重に譲渡され、確定日付のある証書による各譲渡通知が同時に債務者に到達したときは、各譲受人は、譲受債権の半分についてのみ債務者に対して請求することができる。

【根拠判例：最判昭 55. 1. 11】

⇒

本試験問題民法【問題31】肢2…×

(Aを売主、Zを買主とする売買契約に基づいて発生したAのZに対する売買代金債権(以下「本件債権」という。)を、AがBに譲渡し、その旨の債権譲渡通知(以下「本件債権譲渡通知」という。)が内容証明郵便によって行われ、Zに到達した。) Aは、本件債権をBに譲渡した直後にCに対しても譲渡し、その旨の債権譲渡通知が内容証明郵便によって行われ、これが本件債権譲渡通知と同時にZに到達した。Zが、Bから本件債権の弁済

を求められた場合、同順位の対抗要件を具備したCの存在を理由として、これを拒むことができる。

ミニテスト民法第10回【問題1】肢5…×
(Aは、Bに対する債権をCに譲渡した。) AがBに対して債権譲渡の通知をした場合、Bは、通知を受ける前にAに対する債権を取得していたとしても、Cに対して相殺をもって対抗することができない。
【根拠条文：民法469条1項】

⇒

本試験問題民法【問題31】肢4…○
(Aを売主、Zを買主とする売買契約に基づいて発生したAのZに対する売買代金債権(以下「本件債権」という。)を、AがBに譲渡し、その旨の債権譲渡通知(以下「本件債権譲渡通知」という。)が内容証明郵便によって行われ、Zに到達した。) 本件債権譲渡通知がZに到達する前に、ZがすでにAに対して貸金債権を有している場合、当該通知の到達後に、Aに対して本件債権と当該貸金債権を相殺する旨の意思表示を行ったとしても、Zは、この相殺による本件債権の消滅をBに対して主張することができる。

全国公開模試第1回【問題32】肢4…×
(A、B、Cは、Dに対して、600万円の貸金債務を連帯して負担している(A、B、Cそれぞれの負担部分は、均等である。) 場合) Aが、BおよびCの存在を知らず事前に弁済することを通知しないで、Dに対して600万円を弁済した場合において、すでにBが600万円全額について弁済していたときであっても、BがAおよびCの存在を知らず事後の通知をしなかったことを理由に、Aは、自己の弁済を有効であるとみなすことができる。
【根拠判例：最判昭57.12.17】

⇒

本試験問題民法【問題32】肢1…×
(AとBが、Cから連帯して400万円を借りている場合(AとBの負担部分は200万円ずつ)) Aが、Cに400万円を弁済するのに先立ち、Bに事前の通知をすることを怠った場合において、すでに弁済により共同の免責を得ていたBがAに事後の通知をしていなかったときは、Aは、Bに対して自己の免責行為を有効であるとみなすことができる。

スーパー答練1st民法第3回【問題12】肢2…○
他の連帯債務者があることを知らず、連帯債務者の1人が共同の免責を得ることを他の連帯債務者に通知しないで弁済をした場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる

⇒

本試験問題民法【問題32】肢2…○
(AとBが、Cから連帯して400万円を借りている場合(AとBの負担部分は200万円ずつ)) Aが、Cに400万円を弁済するのに先立ち、Bに事前の通知をしないで弁済をし、共同の免責を得た場合において、Bは、Cに対して200万円の反対債

事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。

【根拠条文：民法 443 条 1 項前段】

権を有していたときは、自己の負担部分の 200 万円について、A の求償に対して相殺をもって対抗できる。

スーパー答練 2nd 民法第 2 回【問題 13】
肢 5…×

(A および B が C に対して 100 万円の連帯債務を負っている場合) B の存在を知りながら、A が B に通知しないで 100 万円を弁済した場合、C に対して 50 万円の貸金債権を有している B は、A からの求償を拒むことができない。

【根拠条文：民法 443 条 1 項前段】

⇒

本試験問題民法【問題 32】肢 2…○

(A と B が、C から連帯して 400 万円を借りている場合 (A と B の負担部分は 200 万円ずつ)) A が、C に 400 万円を弁済するのに先立ち、B に事前の通知をしないで弁済をし、共同の免責を得た場合において、B は、C に対して 200 万円の反対債権を有していたときは、自己の負担部分の 200 万円について、A の求償に対して相殺をもって対抗できる。

全国公開模試第 1 回【問題 32】肢 3…×

(A、B、C は、D に対して、600 万円の貸金債務を連帯して負担している (A、B、C それぞれの負担部分は、均等である。) 場合) D が C に対して債務を免除する意思表示をした場合において、D と A が別段の意思を表示していないときは、D は、A に対して、C の負担部分を除く 400 万円しか請求することができない。

【根拠条文：民法 441 条】

⇒

本試験問題民法【問題 32】肢 4…×

(A と B が、C から連帯して 400 万円を借りている場合 (A と B の負担部分は 200 万円ずつ)) C が、A に対して債務を免除した場合において、A の負担部分の 200 万円の限度で、B は、C に対して債務の履行を拒むことができる。

全国公開模試第 1 回【問題 32】肢 5…○

(A、B、C は、D に対して、600 万円の貸金債務を連帯して負担している (A、B、C それぞれの負担部分は、均等である。) 場合) A と B は D の権利について承認をしたが、C は権利の承認をしなかったために、C の債務にのみ消滅時効が完成した場合において、A が 600 万円すべてを弁済したときは、A は、C に対して 200 万円を求償することができる。

【根拠条文：民法 445 条】

⇒

本試験問題民法【問題 32】肢 5…×

(A と B が、C から連帯して 400 万円を借りている場合 (A と B の負担部分は 200 万円ずつ)) A のために C の貸金債権の消滅時効が完成した場合において、B が C に 400 万円を弁済したときは、B は、A に求償権を行使することができない。

総合答練第4回【問題33】肢イ…○
書面である消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができ、この場合において、貸主は、その契約の解除によって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。
【根拠条文：民法587条の2第2項】

⇒

本試験問題民法【問題33】肢ア…×
消費貸借契約は書面によっても行うことができるが、書面である消費貸借契約の貸主は、借主が消費貸借契約の目的物を受け取るまでの間は当該消費貸借契約を解除することができ、解除によって損害を受けた借主は、貸主に対してその損害の賠償を請求することができる。

総合答練第4回【問題33】肢ウ…○
貸主は、特約をすれば、借主に対して利息を請求することができ、この特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。
【根拠条文：民法589条1項】

⇒

本試験問題民法【問題33】肢ウ…×
消費貸借契約は原則として利息の発生を伴い、無利息とするためには特約が必要である。

総合答練第4回【問題33】肢エ…○
貸主から引き渡された物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その消費貸借が利息付である場合に限り、その物の価額を返還することができる。
【根拠条文：民法590条2項】

⇒

本試験問題民法【問題33】肢エ…○
消費貸借契約において、契約内容に適合しない物が借主に引き渡された場合、当該消費貸借契約が利息付きであるか無利息であるかにかかわらず、借主はその物の価額を返還することができる。

スーパー答練1st民法第4回【問題12】肢1…○
消費貸借において、貸主から引き渡された物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その物の価額を返還することができる。
【根拠条文：民法590条2項】

⇒

本試験問題民法【問題33】肢エ…○
消費貸借契約において、契約内容に適合しない物が借主に引き渡された場合、当該消費貸借契約が利息付きであるか無利息であるかにかかわらず、借主はその物の価額を返還することができる。

総合答練第4回【問題33】肢オ…×
当事者が返還の時期を定めなかったときは、貸主は、いつでも返還の催告をすることができ、借主は、返還の催告を受けた時から遅滞の責任を負う。
【根拠判例：大判昭5.1.29】

⇒

本試験問題民法【問題33】肢オ…×
消費貸借契約において返還時期の定めがない場合、当該消費貸借契約が利息付きであるか無利息であるかにかかわらず、貸主は借主に対していつでもその貸借物の返還を求め、借主は返還

請求があった時から直ちに履行遅滞の責任を負う。

スーパー答練 1st 民法第 5 回【問題 2】
肢 2…○
A は、X から騙し取った金銭により、自己の債権者 B に対して債務を弁済した。この場合において、B が弁済を受領する際に、当該金銭が A が X から騙し取ったものであることを重過失により知らなかったときは、X は、B に対し、当該金銭を不当利得として返還請求することができる。
【根拠判例：最判昭 49. 9. 26】

⇒

本試験問題民法【問題 34】肢 5…×
A を貸主、B を借主とする金銭消費貸借契約において、A が B に対して有する貸金債権につき、B が C から騙取した金銭をもって弁済を行った場合、C は、弁済として受領した金銭が騙取金である旨を A が知っていたか否かを問わず、A に対してその返還を求めることができる。

スーパー答練 2nd 民法第 3 回【問題 17】
肢 3…○
父は、胎内にある子でも、認知することができるが、この場合においては、母の承諾を得なければならない。
【根拠条文：民法 783 条 1 項】

⇒

本試験問題民法【問題 35】肢 2…○
父が胎内にある子を認知する場合には、母の承諾を得なければならない。

スーパー答練 1st 民法第 5 回【問題 10】
肢 2…○
子は、父の死亡の日から 3 年以内であれば、認知の訴えを提起することができる。
【根拠条文：民法 787 条】

⇒

本試験問題民法【問題 35】肢 5…○
子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴えを提起することができるが、父又は母の死亡の日から 3 年を経過したときは、その訴えを提起することはできない。

科目別答練民法第 1 回【問題 7】肢 3…○
(A 所有の甲地について、B が A の代理人として C と売買契約を締結した。) B が甲地の売買の代理権を有していなかった場合でも、A と B が夫婦であり、C においてこの売買契約が A B 夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当の理由のあるときは、C は、A に対して、甲地の引渡しを請求することができる。

↓

本試験問題民法【問題 45】
A の配偶者である B は、A から法律行為に関する代理権を授与されていないにもかかわらず、A が所有する高級腕時計甲につき、自身の海外旅行費用に充てるために、A の代理人と称して C に売却する旨の売買契約 (以下「本件契約」という。) を締結した。このような場合における C の A に対する本件契約の履行請求の可否につき、判例は、民法 110 条 (権限外の行為の表見代理) の趣旨を類推して相手方保護を図る旨を示した。判例は、

Cにおいて、どのような場合に上記の類推適用を認めているかについて、40 字程度で記述しなさい。

(行政書士試験研究センター発表解答例)

本件契約が日常家事に関する法律行為の範囲内に属すると信じるにつき正当な理由がある場合。(42 字)

【根拠判例：最判昭 44. 12. 18】

..... 【商 法】

スーパー答練 1st 商法第 1 回【問題 13】

肢 4 …×

発起人は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく出資の履行をしない場合には、当該出資の履行をすることにより設立時発行株式の株主となる権利を当然に失う。

【根拠条文：会社法 36 条 1 項～3 項】

⇒

本試験問題商法【問題 37】肢 2 …×

発起人は、設立時発行株式と引換えにする金銭の払込みまたは財産の給付についてあらかじめ定めた期日またはその期間内に当該出資の履行をしないときは、直ちに当該出資の履行により設立時発行株式の株主となる権利を失う。

科目別答練商法【問題 3】肢オ…○

株式会社の成立により発起人が報酬その他の特別の利益を受ける場合には、報酬その他の特別の利益および当該発起人の氏名または名称を定款に記載または記録しなければ、その効力を生じない。

【根拠条文：会社法 28 条 3 号】

⇒

本試験問題商法【問題 37】肢 4 …×

株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益について定款の定めがない場合には、株式会社の成立の時までに、発起人の全員の同意または創立総会の決議によって当該事項を決定することができる。

スーパー答練 2nd 商法【問題 12】肢 2 …○

会社の事業の部類に属する取引をした取締役は、取引後、遅滞なく、取引について重要な事実を取締役会に報告しなければならない。

【根拠条文：会社法 365 条 2 項、356 条 1 項 1 号】

⇒

本試験問題商法【問題 38】肢 2 …○

株式会社の取締役は、自己のために当該株式会社の事業の部類に属する取引をした場合には、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。

スーパー答練 1st 商法第 2 回【問題 7】

肢 1 …○

取締役会は、各取締役に招集権があるのが原則であるが、定款または取締役会で

⇒

本試験問題商法【問題 38】肢 3 …○

取締役会を招集する取締役については、定款または取締役会で定めることもできる。

特定の取締役が取締役会の招集権を認めることができる。

【根拠条文：会社法 366 条 1 項】

スーパー答練 1st 商法第 2 回【問題 8】
肢 4…×

取締役全員の同意を得られたときには、取締役会決議に特別の利害関係を有する取締役であっても取締役会の議決に加わることができる。

【根拠条文：会社法 369 条 2 項】

⇒

本試験問題商法【問題 38】肢 4…○
取締役会の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

ミニテスト商法第 4 回【問題 2】肢 2
…○

監査役は会計監査権限と業務監査権限を有しているが、監査役会設置会社・会計監査人設置会社ではない非公開会社では、監査役の権限を定款で会計監査権限に限定することができる。

【根拠条文：会社法 389 条 1 項】

⇒

本試験問題商法【問題 39】肢 3…○
公開会社でない株式会社（監査役会設置会社および会計監査人設置会社を除く。）は、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

スーパー答練 1st 商法第 1 回【問題 24】
肢 3…○

株券発行会社における株式譲渡の対抗要件は、第三者との関係では株券の交付であり、会社との関係では株主名簿の名義書換である。

【根拠条文：会社法 130 条 2 項】

⇒

本試験問題商法【問題 40】肢ア…×

株券発行会社における株式の譲渡は、当該株式を取得した者の氏名または名称および住所を株主名簿に記載し、または記録しなければ、当該株券発行会社その他の第三者にも対抗することができない。

ミニテスト商法第 2 回【問題 2】肢エ
…○

株券発行会社が定款で譲渡制限を設けた場合、譲渡制限がある旨を株券に記載する必要がある。

【根拠条文：会社法 216 条 3 号】

⇒

本試験問題商法【問題 40】肢ウ…○
株券発行会社の株券には、譲渡による当該株券に係る株式の取得について当該株券発行会社の承認を要することを定款で定めたときは、その旨を記載しなければならない。

…………… 【基礎知識】 ……………

総合答練第 4 回【問題 53】肢 1…×

行政書士が、行政書士法に違反したとき

本試験問題基礎知識【問題 53】肢ア…○
行政書士が、この法律若しくはこれに基

は、都道府県知事は、当該行政書士に対し、戒告処分、3年以内の業務の停止処分、業務の禁止処分をすることができる。
【根拠条文：行政書士法 14 条 1 号】

⇒

づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、戒告処分をすることができる。

ミニテスト基礎知識第 4 回【問題 3】肢 2…○
出生の届出は、14 日以内、国外で出生があったときは 3 か月以内にしなければならない報告的届出である。
【根拠条文：戸籍法 49 条 1 項】

⇒

本試験問題基礎知識【問題 54】肢ア…×
出生の届出は、出生から 3 日以内にこれをしなければならない。

スーパー答練 2nd 基礎知識【問題 14】肢 3…○
父母の氏を称する子は、父母の戸籍に入り、子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。
【根拠条文：戸籍法 50 条 1 項】

⇒

本試験問題基礎知識【問題 54】肢オ…○
子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。

総合答練第 4 回【問題 57】肢 3…○
行政機関等における個人情報の取扱いに関する監視は、個人情報保護委員会の所掌事務である。
【根拠条文：個人情報保護法 132 条 2 号】

⇒

本試験問題基礎知識【問題 57】肢 4…×
個人情報保護委員会は、個人情報保護法の定める行政機関等に対しては監視を行わない。